

鶴舞カントリー倶楽部（東）

Local rules

1. コースの境界は白杭、修理地は白線又は青杭、ラテラルウォーターハザードは赤杭をもってその限界を示す。
2. 樹木保護の巻物などは樹木の一部とみなす。但し巻物にはさまった球が自己の球と確認できた場合、罰無しにその真下の地点から1クラブレングス以内でホールに近づかない場所にドロップすることができる。取り出した球はふくことができる。尚、取り出せない場合は別の球を使用できる。
3. 修理地に球が止まっている時やスタンス、意図するスイングの区域の妨げになる場合は、ゴルフ規則25-1による救済をうけなければならない。
4. ストロークプレー競技（倶楽部競技）において、ハーフ終了時の練習はパッティンググリーンにおけるパッティング練習のみとする。
5. スルーザグリーンにおいて自己の球が、その勢いで作った穴（ピッチマーク）にくい込んでいるときは、罰無しに球を拾い上げ、球があった箇所に最も近く、ホールに近づかない所にドロップすることができる。拾い上げた球はふくことができる。
6. クローズドの表示がある予備グリーン（カラーを含む）はプレー禁止の修理地とし、球が止まっているかスタンスがかかる場合は、ゴルフ規則25-1b(i)を適用しなければならない。
7. コース内のカート路（軌道敷内）（軌道間を含む全幅）に球が止まった場合は、罰無しにゴルフ規則24-2b(i)（動かさない障害物）の項を適用し、ドロップしなければならない。拾い上げた球はふくことができる。
※カート路の救済を受ける場合はスタンスがカート路の全幅にかからない場所で救済を受けなければならない。
8. 全ての動かさない人工物は、動かさない障害物扱いとする（ヤード表示杭も含む）。
9. カートは規則18-1、規則19-1「局外者により」を適用する。カートによって球が動かされたりしても罰は無く、その球はリプレイスされなければならない。また、カートに当たった場合は誰にも罰は無く、その球はあるがままの状態プレーされなければならない。

10. グリーンとカラーの境に管理作業上できる、凹根切り部分に球が止まった場合は、罰無しにホールに近づかず、最も近い場所にプレースすることができる。
11. 東15番ホールにおいて、カート路（白線内）に球が止まった場合は、※ドロップエリアへ罰無しにドロップしなければならない。
※ドロップエリア：赤色のマークより、後方へ2クラブスレングス以内の長方形の区域。
12. 上記以外は全てJ. G. Aのゴルフ規則による。
13. 本規則は2016年1月1日より実施する。

以上

2017年7月18日
全日本企業対抗ゴルフトーナメント
競技委員会

ヤーデージ（NEW使用予定）

HOLE	1	2	3	4	5	6	7	8	9	OUT
PAR	4	4	5	3	4	4	3	5	4	36
Front	310	325	450	140	300	310	165	480	300	2,780
Regular	350	415	500	140	335	355	165	490	380	3,130
Back	375	440	535	165	365	405	190	525	420	3,420
HOLE	10	11	12	13	14	15	16	17	18	IN
PAR	4	3	5	4	4	3	4	5	4	36
Front	340	180	420	350	310	135	320	485	355	2,895
Regular	385	180	495	375	365	135	400	515	375	3,225
Back	415	205	530	400	390	165	455	555	405	3,520

男性：BACK（青） 男性シニア：Regular（白） 女性：Front（金）

※上記の数値は予定であり、当日のコース状況により変更する場合があります。